

令和4年度インターネットアンケート調査業務仕様書

1 業務名称

令和4年度インターネットアンケート調査業務

2 委託業務期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで

3 業務概要

市政に関する様々なテーマについて、民間リサーチ会社のインターネットアンケートサービスを活用することにより、市民等の意識をスピーディーに把握し、迅速・的確な意思決定や政策反映に資する。

また、その期間内の業務において、マーケティング・リサーチの運用についてコンサルティングを行い、受託者が持つ調査技能を提供すること。

4 業務の範囲

- (1) 調査設計サポート
- (2) モニター提供・抽出
- (3) インターネットアンケート実査
 - ① アンケート入力
 - ② 画面作成・修正
 - ③ アンケート配信・実施
 - ④ 回答データ回収・管理
- (4) 集計データ納品
- (5) 上記業務に関するコンサルティング

5 履行場所

札幌市広報部市民の声を聞く課が指定する場所

6 調査対象モニター

- (1) モニター母集団は札幌市民概ね10,000名以上、札幌市民以外の北海道民概ね10,000名以上（受託者が提携等する他社の保有モニターを含む。
ただし、下記(3)及び(4)のモニターの品質管理水準は受託者が保証すること。）を有し、調査ごとに対象者をランダムに抽出できること。
- (2) 道外居住者（日本国内）についても、上記(1)の札幌市民及び札幌市民以外の北海道民と同様の標準的な調査（13 標準的な調査における基本料金の範囲(1)）が可能であること。
- (3) 不正モニターの排除が適切に行われていること。なお、「不正モニター」とは、下記のモニターをいう。

- ① 不正回答が複数回にわたって見受けられるモニター
 - ② 重複・なりすましと判断されるモニター
 - ③ その他の理由でリサーチモニターとして不適切だと判断されるモニター
- (4) 登録属性につき、適切に更新がなされていること。

7 アンケート実施回数

上記委託期間内で 10 回以内

8 アンケート実施期間

1回あたりのアンケート実施期間は、原則 1週間以内とし、後述 14（アンケート実査納品書）に定める電子データー式を納品すること。アンケートの回収状況等により、この原則によりがたい場合は、札幌市と協議し、別途期間を定めること。

また、実施にあたって作成したアンケート調査画面の構成は、事前に札幌市の承認を得ること。

9 アンケート設問数

(1) 上記委託期間内で 350 間以内（アンケート 1 回あたり 35 間相当。この設問数には後述 12（調査対象モニターの基本属性・標準指定項目に定める項目）を含むものとする）。

ただし、アンケートにより設問数は異なる場合がある。

(2) 表組設問については、表側を 1 間とカウントする。

また、縦方向回答の表組設問の場合、表頭 1 列につき 1 間とカウントする。

なお、1 つの表組設間に異なる主旨の選択肢をまとめる質問は行わない。

(3) 1 間における選択肢数については、最大 25 個までとする。これを超える場合は、受託者の標準的な調査における基本料金の範囲内の項目数を基準に札幌市と協議すること。

(4) 1 回あたりの調査で挿入可能な画像の件数については、最大 3 個までとする。それを超える場合は、受託者の標準的な調査における基本料金の範囲内の画像挿入件数を基準に札幌市と協議すること。

(5) 1 回あたりの調査で挿入可能な動画の件数については、最大 1 個までとする。

また、動画の再生時間は 2 分までとする。その挿入数および再生時間を超える場合は、受託者の標準的な調査における基本料金の範囲内の動画挿入件数を基準に札幌市と協議すること。

10 サンプル数

上記委託期間内で 4,800 サンプル以内（アンケート 1 回あたり 480 サンプル相当。

ただし、アンケートによりサンプル数は異なる場合がある。）。

11 サンプル割付

原則下記(1)の割付けでアンケートを実施することとし、それによらない場合は、下

記(2)の割付けでアンケートを実施すること。

- (1) 札幌市民の内、性別・年代による均等割付けとする。

		30歳代以下	40歳代	50歳代	60歳代以上	合計
札幌市民	男	60	60	60	60	240
	女	60	60	60	60	240
合計		120	120	120	120	480

(注2)「30歳代以下」は、15歳以上39歳以下

- (2) 前項(1)の割付けによらない調査の場合の割付けは、受託者の標準的な調査における基本料金の範囲内の割付けを基準に札幌市と協議すること。

12 調査対象モニターの基本属性・標準指定項目

モニターの基本属性及び条件指定にあたっての標準指定項目は下記のとおりとする。

- ① 性別
- ② 年齢
- ③ 居住地（市区町村）
- ④ 未既婚
- ⑤ 同居家族構成
- ⑥ 世帯・個人年収
- ⑦ その他受託者の標準的な調査における基本料金の範囲内の項目

13 標準的な調査における基本料金の範囲

- (1) この業務における標準的な調査とは、1回の調査で設問35問（前述12-(1)～(6)の基本属性及び標準指定項目を含む）、前述11-(1)によるサンプル割付、前述9-(1)、(2)の25個までの選択肢数、3個の画像挿入と1個の動画挿入を設定する調査とする。
- (2) この業務における標準的な調査における基本料金の範囲とは、前項(1)の調査を前述7における最多調査回数を調査する費用をもって、標準的な調査における基本料金の範囲とする。
- (3) よって、調査の実施（前述4-(2)～(4))において、1回の調査費用が、サンプル割付の条件やモニターの指定項目等により標準的な調査による費用を上回る場合は、札幌市と協議の上、標準的な調査における基本料金の範囲内において、調査全体（前述4-(2)～(4))において調査回数や設問数、サンプル数等の削減を行うことで対応すること。
- (4) また、1回の調査費用が、設問数やサンプル数の減少等により標準的な調査による費用を下回る場合は、札幌市と協議の上、標準的な調査における基本料金の範囲内において、その差額を別の調査費用に上乗せするものとする。
- (5) 受託者は契約時に、標準的な調査における基本料金の範囲を、契約金額の積算に使用した価格表を含めて、札幌市に提示しなければならない。
また、受託者は札幌市から、標準的な調査に含まれないインターネットアンケー

ト調査に関するサービスの価格表を求められた場合は、提示しなければならない。

14 アンケート実査納品書

下記の電子データを納品すること。納期日については、後述 15（調査結果の報告）において指定するものとする。

- ① アンケートローデータ（フラグ形式）
- ② 単純集計表
- ③ クロス集計表（基本属性と割付軸のクロス集計。または、札幌市が指定する分析軸でのクロス集計）
- ④ 自由回答一覧
- ⑤ 調査開始時にモニターに送った、メールのテキストデータ
- ⑥ 調査画面

15 調査結果の報告

- (1) 受託者は、この業務における調査結果の報告を、調査毎に札幌市に行うものとする。報告内容は、前述 14 において、指定したものとする。
- (2) 前述 14-②、⑤、⑥について、受託者は調査終了後 1 週間以内に札幌市に報告するものとする。ただし、アンケートの回収状況等により、この原則によりがたい場合は、札幌市と協議し、別途期間を定めること。
- (3) 前述 14-③クロス集計表について、集計軸は調査前に札幌市が指定するが、調査の結果、指定した軸の回答数（n 数）が不足（分析軸として不適切）と認められる場合は、札幌市と協議し、別途定めること。
- (4) 前述 14-①、③、④について、受託者は調査終了後 3 週間以内に札幌市に報告するものとする。
ただし、アンケートの回収状況等により、この原則によりがたい場合は、札幌市と協議し、別途期間を定めること。

16 コンサルティング

本業務におけるマーケティング・リサーチについてコンサルティングを行い、受託者が持つ調査に関する知識・技能を下記のとおり提供すること。

なお、当該業務のコンサルティングを行う者は、本市職員に対し下記に定める項目について、的確かつわかりやすく助言できるようマーケティング・リサーチの実務経験が 5 年以上ありかつこれにかかる研修講師の実績が複数回あるものであることとする。

- (1) アンケートのテーマ選考・調査方針（仮説構築等）への助言
 - ・テーマ選考については、原則として市民の声を聞く課の立会いの元、調査担当課との意見交換を含む。
- (2) 札幌市が提示するアンケート調査票（案）への助言
 - ・質問文や選択肢などの加筆修正、各質問の構成変更、クロス軸の提案を含む。
- (3) 調査結果分析への助言

- (4) その他インターネットアンケートに関わるものや、オープンデータ等の活用に関する事項

17 権利関係

- (1) 本業務における制作物の取扱い
- ① 本業務の履行における作成物の所有権は、すべて札幌市のものとする。
 - ② 成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡時に札幌市に無償で譲渡するものとする。
- (2) 知的財産権の使用について
- ① 本業務を履行するに際し、第三者の著作権、特許権、その他の知的財産権を使用する場合は、受託者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。
 - ② 前項①にかかわらず、札幌市がその方法を指定した場合は、この限りではない。

18 その他

- (1) 受託者は、札幌市の必要に応じ、受託者が定めるアンケート実査業務に関する標準的な調査における基本料金の範囲内のサービスを提供するものとする。
- (2) 受託者は、常に札幌市と密接な連絡を取り、その指示に従い、委託期間内に業務を完了すること。
- (3) 本調査業務に関する協議、打合せ等の必須経費、その他業務に要する経費は、すべて受託者の負担とすること。なお、打合せは、原則として、札幌市が指定する場所で行う。
- (4) 標準的な調査における基本料金の範囲（実施回数10回以内、設問数1回あたり35問相当、サンプル数1回あたり480サンプル相当）を著しく下回ると想定される場合には、札幌市と別途協議すること。
- (5) 受託者は、札幌市が必要と認めたときは、業務の途中経過を報告すること。
- (6) 個人情報の保護に努めること。
- ※ 別添「個人情報取扱注意事項」参照
- (7) その他、この仕様書に定めのない事項又は調査内容等に疑義が生じたときは事前に札幌市と協議すること。

個人情報取扱注意事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

- 2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。
- 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託等の禁止)

第3 受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者が書面（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）により承諾した場合は、この限りではない。

(複写、複製の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

(目的外使用の禁止)

第5 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(資料等の返還)

第6 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第7 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第8 委託者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。